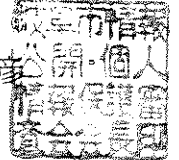


岐阜市行政第98号
平成25年7月19日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦



保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成24年12月28日付け岐阜市行政第279-2号で諮問のあった岐阜市長が行った保有個人情報訂正請求に対する拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った平成24年12月4日付け岐阜市行政第239号による保有個人情報訂正請求に対する拒否決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議を認め、異議申立人に係る保有個人情報の訂正をしよう求める。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

決定通知書の「一部承諾しない又は拒否する理由」の欄には、「当該公文書の内容は、請求者との面談時、・・・略・・・、結果的に公平委員会所管外事案であることが判明し、・・・略・・・」と記載されている。

ここに書かれている「拒否する理由」は事実と反している。異議申立人の未払い賃金の請求行為は、公平委員会が、異議申立人と面談する前に、所管外事案であることは分かっていた筈である。公平委員会に無駄話をしに行った訳ではない。公平委員会から所管外事案であることを通告された直後に、怒って席を立っている。事実とは違う。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

1 異議申立人の主張について

異議申立人は、平成24年12月4日付け岐阜市行政第239号による保有個人情報開示等請求拒否決定通知書（以下「決定通知書」という。）にて示された「拒否する理由」の「当該公文書の内容は、請求者との面談時、・・・略・・・、結果的に公平委員会所管外事案であることが判明し、・・・略・・・」という記述は、次に掲げる理由から事実と反しているとして、実施機関に対し、異議を認め、異議申立人に係る保有個人情報の訂正を求めている。

① 未払い賃金（研修手当の支給の未払い）の請求行為は、公平委員会が私と面談する前に、公平委員会の所管外的事案であることは分かっていた筈である。

② 公平委員会に無駄話をしに行った訳ではなく、公平委員会から所管外事案であることを通告された直後に怒って席を立っている。

しかし、この異議申立人の主張は、決定通知書における「拒否する理由」に記載された内容が異議申立人の把握している内容と異なることを述べて

いるものであり、実施機関が拒否の決定をした理由に対する不服の理由には当たらない。

2 保有個人情報訂正請求に対し拒否の決定をした理由について

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）の第24条では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができる。」と規定し、同条中の「事実」とは、氏名、生年月日、住所、性別、年齢等客観的に判断できる事項と解釈される。

また、条例第26条では、「実施機関は、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定し、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求の内容が「事実」であると判明したときと解釈される。

本件異議申立てに係る公文書の内容は、異議申立人と2名の担当職員が面談をした際、結果的に公平委員会所管の「職員からの苦情相談」の対象事案ではないことが判明し、その旨を所属長（行政課長）に伝えるために作成された面談の概要報告書である。

異議申立人は、当該文書中の記述が事実と反していると主張しているが、当時の面談内容が記録された資料は、市側には当該文書の他にはなく、訂正の根拠となる客観的な資料は存在しないことから、訂正請求で示された各事項については、実際の発言の確認を客観的に行うことができない。

したがって、異議申立人の請求は、訂正する理由があるとは認められないため、拒否処分としたものである。

第4 当審査会の判断

1 条例の定めについて

条例第24条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

本条は、岐阜市が有する個人情報の内容の正確性を確保する趣旨に基づき、当該個人情報に事実の誤りがあった場合に、正確でない保有個人情報が行政目的に利用されることによって誤った評価や判断が行われ、本人が不測の権利利益の侵害を受けることを未然に防止するために、個人情報の本人開示によって事実の誤りが確認された場合には、本人が当該保有個人情報の訂正を請求できることとしているものである。

また、訂正請求は当該保有個人情報について「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものであり、ここでいう「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等か

らみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものと解すべきである。

したがって、ある事実の選択及び当該事実に対する実施機関の評価・判断内容そのものについての記述は、本条でいう「事実」の誤りには当たらず、訂正請求の対象とはならない。もっとも、評価の基礎とされた行為の有無、評価に用いられた発言等は、ここでいう事実に該当する。

また、条例第26条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定しており、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし、その達成に支障がない場合は、当該保有個人情報を訂正する義務はないと解される。

2 決定通知書の「一部承諾しない又は拒否する理由」の欄の記載が事実と反するという主張について

異議申立人は、決定通知書の一部承諾しない又は拒否する理由に記載された内容について、「ここに書かれている「拒否する理由」は事実と反している。私の未払い賃金の請求行為は、公平委員会が私と面談する前に、所管外事案であることは分かっていた筈である。また、私は公平委員会に無駄話をしに行った訳ではない。公平委員会から所管外事案であることを通告された直後に、私は怒って席を立っている。事実とは違う。」と主張する。

しかし、これらの異議申立人の主張は、決定通知書における「拒否する理由」に記載された内容が異議申立人の把握している内容と異なることを述べているものであり、いずれも本件処分の違法又は不当をいうものではなく、本件処分の取消しを求める理由にならない。

3 本件処分の妥当性について

本件処分について、以下、条例の規定に基づき、訂正の要否について検討する。

(1) 標題「職員からの苦情相談の概要（報告）」（以下「訂正対象箇所1」という。）の訂正拒否決定の妥当性について

異議申立人は、訂正対象箇所1に関し、公平委員会に、単に苦情を伝えるに行った訳ではなく、未払い賃金の請求に行ったのであり、標題を「職員からの未払い賃金の請求について（報告）」に訂正するよう求めている。

しかし、異議申立人が公平委員会を訪問した意図は、客観的に判断することができる事実ではなく、評価、感想等の主観的な判断を伴うものである。また、文書の標題をどのような名称とするかは、作成した職員（以下「職員」という。）の裁量に委ねられている。

従って、訂正対象箇所1について、実施機関が行った訂正拒否決定は妥当である。

(2) 「おもてなしマナー研修2011」の箇所（以下「訂正対象箇所2」という。）

議申立人が船の接触事故を起こした際に受けた発言の内容については、これらの事実の誤りを示す客観的な資料等を、実施機関及び異議申立人が共に有しておらず、具体的な発言内容を確認する手段が存在しない。

従って、訂正対象箇所4に係る訂正請求の内容は、「事実」の誤りがあることが客観的な資料から明らかであるとは認められない。

以上のことから、訂正対象箇所4について、実施機関が行った訂正拒否決定は妥当である。

- (5) 「事故の内容は、乗船所から船を移動させる際に他の船にぶつけてしまったものである。」の箇所（以下「訂正対象箇所5」という。）の訂正拒否決定の妥当性について

異議申立人は、訂正対象箇所5に関し、事実と相違しており、「事故の内容は、乗船所に舟を移動させる際に他の舟にぶつけてしまったものである。」に訂正するよう求めている。

しかし、事故が発生したのが、「乗船所から船を移動させる際」なのか「乗船所に舟を移動させる際」であるかを示す客観的な資料等については、実施機関及び異議申立人が共に有しておらず、具体的な事故状況を確認する手段が存在しない。

従って、上記(4)と同様の理由により、訂正対象箇所5について、実施機関が行った訂正拒否決定は妥当である。

- (6) 「そこで、「今回の件は、地方公務員法で規定するところの公平委員会の「苦情相談」として受けることはできない」旨を伝え、本人も納得された。」の箇所（以下「訂正対象箇所6」という。）の訂正拒否決定の妥当性について

異議申立人は、訂正対象箇所6に関し、事実と相違しており、「請求人に散々話をさせた後で、「今回の件は、地方公務員法で規定するところの公平委員会の「苦情相談」として受けることはできない」旨を伝えた。すると請求人は、「馬鹿にしている。最初にそう言ってくれれば、無駄な時間を費やさずに済んだのに。この足で、労働基準監督署に行けたのに。」と怒った。」に訂正するよう求めている。

しかし、苦情相談時における、実施機関の職員と異議申立人の公平委員会の苦情相談に関するやり取りを示す客観的な資料等については、実施機関及び異議申立人が共に有しておらず、具体的なやり取りの内容を確認する手段が存在しない。

従って、上記(4)と同様の理由により、訂正対象箇所6について、実施機関が行った訂正拒否決定は妥当である。

- (7) 「今回、職場の問題の解決に向けて、どこで相談したらよいか分からなかったため、その過程における相談として、当方は話をお聞きしている。その点も納得された。」の箇所（以下「訂正対象箇所7」という。）の訂正拒否決定の妥当性について

異議申立人は、訂正対象箇所7に関し、事実と相違しており、「当方は、

「今回、職場の問題の解決に向けて、その過程における相談として、当方は話をお聞きしている。」と説明した。請求人は、「職場の問題の相談に来た訳ではない。強制力を当てにして、未払い賃金の請求に来ている。」と、怒った。」に訂正するよう求めている。

しかし、苦情相談時における、実施機関の職員と異議申立人のやり取りを示す客観的な資料等については、実施機関及び異議申立人が共に有しておらず、具体的なやり取りの内容を確認する手段が存在しない。

従って、上記(4)と同様の理由により、訂正対象箇所7について、実施機関が行った訂正拒否決定は妥当である。

(8) 「その上で、職場の問題の解決に向けた当方の今後の方針について、以下の2点の了承を得た。」の箇所（以下「訂正対象箇所8」という。）の訂正拒否決定の妥当性について

異議申立人は、訂正対象箇所8に関し、事実と相違しており、「その上で、当方の今後の方針について、以下の2点を一方的に話したが、請求人は聞き流していた。」に訂正するよう求めている。

このように、実施機関と異議申立人の主張は相対立するが、これはどのような事実をもって、「一方的に話した」、「了承を得た」及び「聞き流した」と判断するかという事実に対する両者の認識と評価の相違に基づくものであるから、訂正請求の対象となる「事実の誤り」には該当しない。

従って、訂正対象箇所8について、実施機関が行った訂正拒否決定は妥当である。

4 上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成24年	11月 7日	保有個人情報訂正請求
	12月 4日	実施機関の拒否決定
	12月18日	異議申立て
	12月28日	諮問
平成25年	3月 8日	審査会開催。異議申立人及び実施機関から意見聴取
	4月12日	審査会開催
	5月31日	審査会開催
	6月28日	審査会開催
	7月19日	審査会開催。答申